

燕市税条例等の一部改正について

燕市税条例（平成18年燕市条例第61号）及び燕市税条例等の一部を改正する条例（令和2年燕市条例第17号）の一部を次のように改正するものとする。

令和 3 年 9 月 7 日 提 出

燕 市 長 鈴 木 力

記

燕市税条例等の一部を改正する条例

(燕市税条例の一部改正)

第1条 燕市税条例(平成18年燕市条例第61号)の一部を次のように改正する。

第13条第2項中「及び扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

第22条の7第1項第2号及び第3号中「寄附金(」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第4号中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同項第5号及び第6号中「寄附金(」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第7号中「を除く。」を「及び出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」に改め、同項第8号中「寄附金(」の次に「出資に関する業務に充てられることが明らかなものを除き、」を加え、同項第9号中「もの」の次に「、出資に関する業務に充てられることが明らかなもの」を加える。

第25条の3の2第4項中「第53条の9第3項」を「第40条の9第3項」に改める。

第25条の3の3第1項中「控除対象扶養親族を除く」を「年齢16歳未満の者に限る」に改める。

附則第4条の4第1項中「及び扶養親族」の次に「(年齢16歳未満の者及び控除対象扶養親族に限る。以下この項において同じ。)」を加える。

附則第5条中「令和4年度」を「令和9年度」に、「第34条の2」を「第22条の2」に改める。

附則第9条の2中第17項を第18項とし、第16項を第17項とし、第15項の次に次の1項を加える。

16 法附則第15条第46項に規定する市町村の条例で定める割合は3分の1とする。

(燕市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第2条 燕市税条例等の一部を改正する条例(令和2年燕市条例第17号)の一部を次のように改正する。

第4条のうち、燕市税条例第37条第10項の改正規定中「第321条の8第52項」を「第321条の8第60項」に、「同条第52項」を「同条第60項」に改め、同条第16項の改正規定中「第321条の8第61項」を「第321条の8第69項」に改め、同条例第38条第4項の改正規定中「又は第31項」に」の次に「、「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に」を加え、第40条第4項から第6項までを削る改正規定中「第40条第4項」を「第40条第3項中「第48条の15の5第4項」を「第48条の15の4第4項」に改め、同条第4項」に改め、同条例附則第4条の2第2項の改正規定の次に次のように加える。

附則第4条の2の2第1項中「及び第4項」及び「又は法人税法第81条の24第1項の規定により延長された法第321条の8第4項に規定する申告書の提出期限」を削り、同条第2項中「又は法第321条の8第4項に規定する連結法人税額の課税標準の算定期間」を削る。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中燕市税条例第22条の7第1項及び同条例附則第5条の改正規定並びに次条第1項の規定 令和4年1月1日

(2) 第1条中燕市税条例第13条第2項、第25条の3の3第1項並びに同条例附則第4条の4第1項の改正規定並びに次条第2項の規定 令和6年1月1日

(市民税に関する経過措置)

第2条 前条第1号の規定による改正後の燕市税条例第22条の7第1項の規定は、所得割の納税義務者が令和3年4月1日以後に支出する同号に規定する寄附金又は金銭について適用し、所得割の納税義務者が同日前に支出した同号の規定による改正前の燕市税条例第22条の7第1項に規定する寄附金又は金銭については、なお従前の例による。

- 2 前条第2号の規定による改正後の燕市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。